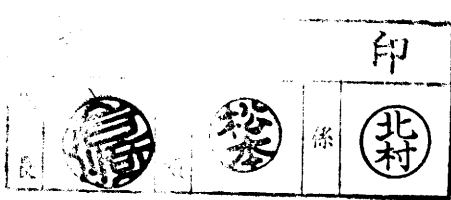




3の4の2



事 務 連 絡
平成17年 5月10日

各 所 属 所
貸付事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部
事務局長 井上 勝弘
(公 印 省 略)

貸付申込時の留意事項について（通知）

日頃より当共済組合の貸付事務についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貸付申込時に特に問い合わせの多い事項及び提出書類の不備について下記のとおり取りまとめましたのでよろしくお願いします。

なお、昨今の貸付規程の改正に伴う「福祉事務の手引き」の改訂が遅れていますことをお詫び申し上げます。（準備ができ次第、送付します）

記

1. 「給料月額」の欄について

平成17年4月より高知県及び各市町村において給料の減額（3%カット）が実施されていますが、貸付申込書に記載する給料月額は給料表上の本俸＋教職調整額＋給料調整額（カット前の額）を記載する。

※ 住宅貸付け等の限度額算定についても同じ

2. 「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出

平成17年3月29日付け公共高第437号で通知しました「同意書」を必ず貸付申込時に併せて提出する。（全貸付け）

3. 必要額を確認できる書類について

一般・結婚・葬祭貸付け申込時に送金額が100万円以上となる場合の必要額を確認できる書類は、以下のとおりです。

- ① 契約書の写し
- ② 請書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 領収書の写し（但し、原則として申込期間内に支払った場合に限る）
- ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

※ 見積書のみを提出するケースが多く見受けられますが見積書のみでは受付できません。必ず注文を証明できる書類を併せて提出するか或いは見積書の余白に注文証明を行った書類を提出する。

※ 記載されている買主の氏名が貸付申込人と一致していること。

4. 教育貸付けの添付書類について

教育貸付けの添付書類は以下のとおりです。

① 修学又は入学の事実を確認できる書類

修学の事実を確認できる書類・・・在学証明書

入学の事実を確認できる書類・・・合格通知書又は入学許可証

※ 対象者が申込人又は被扶養者でない場合、続柄を確認できる書類を併せて提出する。（住民票又は戸籍抄本）

② 必要額を確認できる書類

学校へ納入する場合・・・学校からの通知書、パンフレット等で金額の内訳のわかる書類の写し

生活を別にするに・・・見積書の写し、契約書の写しに伴い必要となる場合

※ 必要額は申込時から1年以内に必要となる資金に限定

※ 生活を別にするに伴い必要となる資金は一時的に必要なものに限られます。

○ 貸付の対象とならないものの例

パソコン、オーディオ機器等の趣向品。通学のためのバイク、自転車等。アパート等の家賃、共益費、生活費、光熱費等の経常的費用。

（学校から購入等を強制されている場合を除く）